

鳥取県告示第 446 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 325 号に規定する銃砲又は刀剣類の登録証の再交付の事務に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課
課長補佐 名越 佳代子

3 委任期間

平成 19 年 5 月 18 日から平成 20 年 3 月 31 日まで